

社外役員の選定ならびに独立性に関する基準

1. 総 則

小津産業株式会社（以下「当社」という）は、当社の適正な企業統治にとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」という）の選定ならびに独立性に関して、以下の通り基準を定める。

2. 社外役員候補者の要件

- (1)当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資するという観点から経営の監督に相応しい独立性を有する者であること。
- (2)役員としての人格および見識があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっていること。
- (3)役員としてその職務を遂行するために必要な時間を確保できる者であること。

3. 独立性を有する社外役員の要件

当社において、独立性を有する社外役員とは、以下の要件を満たし当社経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

(1)大株主との関係

- ①当社株式議決権所有割合 10%以上を保有している者であってはならない。
- ②当社株式議決権所有割合 10%以上を保有している法人の取締役、監査役、執行役員または使用人であってはならない。

(2)当社グループの内部従事者

- ①当社、当社の子会社（注 1）、および関連会社（注 2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員または使用人（以下「取締役等」という）であってはならない。
- ②その就任前 10 年以内において当社グループの取締役等であってはならない。

(3)取引先の業務従事者等

- ①過去 3 年間に於いて、当社グループの主要な取引先である者またはその会社の取締役等であってはならない。（直前事業年度における年間連結総売上高の 2%以上を基準に判断）
- ②当社グループとの間で取締役および監査役を相互に派遣している会社の取締役等であってはならない。
- ③当社グループから年間 1,000 万円を超える寄付または助成を受けている法人、団体等の取締役等であってはならない。

(4)監査法人等アドバイザーとの関係

- ①当社の会計監査人である公認会計士または監査法人に所属している者および過去 3 年間に当社グループの監査を担当していた者であってはならない。（現在は退職している者を含む）
- ②上記に該当しない公認会計士、税理士、または弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから過去 3 年間の平均で年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者であってはならない。

(5)近親者

- 2 親等以内の親族が上記(1)～(4)のいずれかに該当する者であってはならない。

(6)その他

当社の一般株主全体との間で上記(1)～(5)の要件以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。

(注) 1. 「子会社」とは、財務諸表規則第 8 条第 3 項に規定する子会社をいいます。

2. 「関連会社」とは、財務諸表規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社をいいます。